

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 4 年 7 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県犬猫譲渡等促進サイトシステム構築・運用保守業務 一式

(2) 業務の仕様

鳥取県犬猫譲渡等促進サイトシステム構築・運用保守業務入札説明書（以下「入札説明書」という。）による。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 12 月 31 日まで

(4) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める企画提案書等（以下「企画提案書等」という。）を提出しなければならない。

イ 入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 4 年 8 月 5 日（金）正午までに 4 の（2）の場所に提出すること。この際、この本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 4 の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平

成 29 年 10 月 5 日付第 201700167239 号) 第 3 条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

カ この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

ク この公告に示した業務を業務の期間内に確実に履行できる者であること。

ケ 県との協力・連携体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、(1)のア、ウ、エ、オ、カ、ク及びケの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の 1 以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和 4 年 8 月 5 日（金）正午までに 4 の（2）の場所に提出すること。この際、この本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 4 の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2 以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 取引金融機関

(サ) 解散後のかし担保責任

(シ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

4 入札手続等

(1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒680-8570

鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 くらしの安全担当

電話 0857-26-7877/ファクシミリ 0857-26-8171

電子メール kurashi@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570

鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書等の交付

令和4年7月27日(水)から9月5日(月)までの間にインターネットのホームページ(くらしの安心推進課のホームページ: <https://www.pref.tottori.lg.jp/306562.htm>)から入手すること。ただしこれにより難しい者には、その申出により次のとおり直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和4年7月27日(水)から9月5日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の速達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札書及び企画提案書等の提出期限と提出場所

ア 提出期限

令和4年9月5日(月)午後5時

イ 提出場所

(1)に同じ

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す参加表明書等を郵便等又は持参により、4の(1)の場所に令和4年8月22日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、企画提案書等を入札書とともに提出しなければならない。
なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。
- (4) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、鳥取県犬猫譲渡等促進サイトシステム構築・運用保守業務企画提案書評価委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。
- (2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 入札費用の負担

本件入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 書類の取扱い

企画提案者から提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。ただし、提出書類は、鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号)第 9 条第 2 項に掲げる情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、企画提案者に無断でこの入札以外の用途には使用しないこととする。

(4) 著作権の取扱い

ア 委託業者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、企画提案者に帰属するものとする。

イ 委託業者として選定されなかった企画提案者の企画提案書に係る著作権は、企画提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、企画提案者に対して企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 情報公開の取扱い

入札参加者は、提出する書類が鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、提出するものとする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。